

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第2号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和2年5月20日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)の一部を次のように改正し、令和2年5月20日乗車となるものから施行する。

令和2年4月16日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第110条を次のとおり改める。

第110条 無料手回り品の範囲等については、旅客規則第308条及び第308条の2の規定を準用する。

第112条中、(注)を次のとおり改める。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第310条 普通手回り品切符

第311条 普通手回り品切符の効力等

第311条の2 持込手数料に係る証票

第312条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置

第313条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置

第314条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置

第316条 準用規定